

## 環境保全型農業推進運動協定締結事務取扱要領

### 第1 趣旨

この要領は、環境保全型農業総合推進事業実施要領（平成17年4月1日付け神奈川県環境農政部長通知）第2の1に基づき、神奈川県知事（以下「知事」という。）と環境保全型農業の実践を宣言した生産者組織等との環境保全型農業推進に係る協定（以下「協定」という。）締結について、必要な事項を定める。

### 第2 協定の内容等

- 1 協定は、知事と生産者組織等が、安全で健康な生活を望む県民の願いに応えるために農業の役割を再認識し、環境保全型農業の推進に向けた取組を行うことを内容とする。

生産者組織等とは、3人以上の販売を目的に生産を行う者を含み、それらが中心となって構成された組織をいう。

- 2 知事と協定を締結しようとする生産者組織等（以下「協議組織等」という。）は、次に示す要件を満たさなければならない。

(1) 構成員の名簿が整備され、代表者がいること。

(2) 次の内容を満たした環境保全型農業推進の宣言（参考1）（以下「推進宣言」という。）が行われ、明文化されていること。

ア 取組作物名が明記されていること。

イ 堆肥その他の有機質資材の施用により土づくりを行うこと。

ウ 化学合成農薬の使用を減少させるための技術を導入すること。

エ 化学肥料の施用を減少させるための技術を導入すること。

オ イからエを実践するために、県が策定する「環境保全型農業栽培の手引」に準じた栽培方法の実践に努めること。

カ 栽培履歴を作成すること。

作成にあたっては、生産者別・ほ場別・作物別に肥料、農薬、堆肥等有機質資材の名称、使用時期、使用量、希釈倍率（農薬の場合）及び作業内容が記載すること。

(3) 協定締結後、第6に定める協定に係る取組の実践状況を毎年度報告すること。

- 3 協定締結期間は、協定締結の日から5年とする。

### 第3 協定締結協議書の提出等

- 1 協議組織等は、環境保全型農業推進に係る協定締結協議書（別紙様式1

号) (以下「協議書」という。)と宣言文を添付し、協議組織等の所在地を管轄する地域県政総合センター所長又は横浜川崎地区農政事務所長(以下「所長」という。)に提出する。

2 農業技術センター所長又は各地区事務所長(以下「農業技術センター所長等」という。)は、協議組織等が協議書を作成するにあたり、積極的に指導、助言を行うよう努める。

3 協議書提出の受付は、年4回とし、受付期間は、次のとおりとする。

第1回( 6月協定締結) 4月1日～15日

第2回( 9月協定締結) 7月1日～15日

第3回(12月協定締結) 10月1日～15日

第4回( 3月協定締結) 1月4日～19日

#### 第4 協定の締結

1 所長は、協議書及び宣言文に協議組織等一覧表を添付して、受付期間翌月の1日までに環境農政局農政部長(以下「農政部長」という。)に進達する。

2 農政部長は、環境保全型農業推進運動協定締結協議等に係る審査会を開催し、協議内容について審査する。

3 農政部長は、審査の結果、協議内容に基づいて協定を締結することが適当と認めるときは、環境保全型農業推進に係る協定締結同意書(別紙様式2号)を協議組織等に送付するとともに、環境保全型農業推進に係る協定書(別紙様式3号)(以下「協定書」という。)を作成し、所長を経由して協議組織等に2部送付する。送付を受けた協議組織等は、協定書に押印し、所長を経由して農政部長に2部送付し、押印された2部の送付を受けた農政部長は、押印し、所長を経由して協議組織等に1部交付し、協定締結とする。協定書は、環境保全型農業推進に係る協定を締結した協議組織等(以下「協定締結団体」という。)及び農政部長が1部ずつ保管する。

4 農政部長は、協定書を交付したときは、所長、農業技術センター所長等及び神奈川県農業協同組合中央会会長に通知する。

#### 第5 協定の更新等

第4の規定は、協定の更新又は協定内容の変更のうち取組作物並びに技術導入する取組内容の変更について、準用する。

##### 1 協定の更新

(1) 協定締結期間が満了する協定締結団体は、知事との協議により更新をすることができる。

- (2) 協定を更新しようとする協定締結団体は、協定締結期間が満了する日が含まれる年度の協議書提出受付期間内に、環境保全型農業推進に係る協定書の更新協議書（別紙様式4号）により更新の協議をしなければならない。
- (3) 締結期間が満了する前に更新を行う場合、更新後の締結期間は、更新前の締結期間満了日から5年とする。

## 2 協定内容の変更

### (1) 協定締結団体の所在地又は代表者の変更

協定締結団体は、所在地又は代表者の変更があった場合、環境保全型農業推進に係る協定書の内容変更（所在地又は代表者）届（別紙様式5号）及び協定書の写しを添付し、知事に届け出を行う。

### (2) 取組作物又は取組内容の変更

協定締結団体は、取組計画の作物又は技術導入する取組内容の変更する場合には、環境保全型農業推進に係る協定締結協議内容の変更協議書（以下「変更協議書」という。）（別紙様式6号）により、知事と協議し、同意を受けることとする。

なお、協定書の変更を伴う場合は、農政部長は協定書の変更を行い、所長を経由して協定締結団体に交付する。この場合の協定締結期間は、変更前の協定の残存期間とする。

## 第6 実践状況の報告

第2の2の(3)に定める実践状況の報告は、次のとおりとする。

- 1 協定締結団体は、前年度の取組内容の実践状況について、環境保全型農業推進に係る協定に関する実践状況報告書（別紙様式7号）により、毎年4月30日までに所長に提出する。
- 2 提出を受けた所長は、内容を確認の上、農政部長に送付する。

## 第7 協定の解除

- 1 知事は、次のときに協定を解除することができる。

この場合、知事は、現地調査、協定締結団体に対する指導等を行い、解除にあたっては慎重を期する。

- (1) 協定締結団体が協議書又は推進宣言に記載した取組を行っていないと認めるとき
  - (2) 第6に定める報告がないとき
- ただし、知事は、報告がない協定締結団体に対して、報告を促す通知をし、その通知後、1か月以内に報告がないときとする。

- 2 協定締結団体は、協議書又は推進宣言に記載した取組を止めた等の理由により協定を解除したい場合は、環境保全型農業推進に係る協定の解除協議書（別紙様式8号）により知事と協議し、環境保全型農業推進に係る協定締結解除同意書（別紙様式9号）により同意を受けることとする。

## 第8 その他

- 1 協定締結団体は、GAP（農業生産工程管理）の導入に努めることとする。
- 2 第5の1に定める更新を行う場合は、協定締結団体の構成員は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）に基づく県知事の認定を受けることに努めることとする。
- 3 この要領に定めるもののほか、協定締結等に必要な事項については、環境保全型農業県推進会議が別に定める。

### 附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。  
ただし、この要領の施行前にすでに締結を行った協定については、従前の例によることとし、平成25年度第1四半期審査会協定締結から適用する。
- 2 この要領の施行に伴い、次については廃止する。
  - (1) 環境保全型農業推進運動実施要領
  - (2) 環境保全型農業推進運動実施要領の運用

### 附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(参考1)

○ ○ ○ 宣言(注1)

( 前 文 )

・団体として環境保全型農業の推進に対する考え方を記載してください。

( 実施要領第2の2の(2)の満たす内容 ) (注2)

1  
2  
3  
4  
5  
6

取組作物：

年 月 日 (宣言を行った日)

団体名

(注1) 環境保全型農業推進宣言、「環境にやさしい農業」を進める宣言などの記載。

(注2) 行動指針などの題名をつけて記載することも可能。

(注3) 全構成員が取り組む内容や、構成員ごとに異なる内容の場合で、そのいずれかを全構成員が行っている内容を記載する。

なお、全構成員が取り組む内容とは、全構成員が共通して取り組む内容又は複数の取組内容のうちいずれかを全構成員が取り組む内容のことをいう。したがって、一部の構成員のみが取り組む内容は、全構成員が取り組む内容とはならず、宣言文に記載することはできない。

(内容とは、(参考2)の実践しようとする取組内容の記載例の内容を指す。)

記載例① (構成員10名の場合で、土づくり技術A：10名の場合)

技術Aにより、土づくりに取り組みます。

記載例② (構成員10名の場合で、土づくり技術A：5名、技術B：3名、技術A及びB：2名の場合)

技術AまたはBにより、土づくりに取り組みます。

(参考2)

実践しようとする取組内容の記載例

項目	内容
土づくりに関する技術	<ul style="list-style-type: none"><li>・たい肥中の養分を考慮した、たい肥の適正施用。</li><li>・緑肥作物の利用。</li><li>・深根性作物の導入による物理性の改善。</li><li>・土づくり機械による物理性の改善。</li><li>・輪作体系の導入。</li></ul>
化学合成農薬の使用削減に関する技術	<ul style="list-style-type: none"><li>・輪作体系、田畑輪換作の導入による土壌病害虫の発生抑制。</li><li>・混作による害虫又は土壌病害の発生抑制。</li><li>・対抗植物（マリーゴールドなど）による土壌害虫の発生抑制。</li><li>・病害虫抵抗性品種（台木）導入による土壌病虫害の回避。</li><li>・マルチ栽培による病害の発生抑制。</li><li>・ほ場の衛生管理による病害虫の発生抑制。</li><li>・温湯、乾熱による種子消毒。</li><li>・焼土、蒸気、熱湯、太陽熱利用による土壌消毒。</li><li>・銀白色資材を利用した害虫害の回避。</li><li>・紫外線除去フィルムを利用した害虫害の回避。</li><li>・色の誘引（黄色粘着テープ、黄色蛍光灯など）を利用した害虫防除。</li><li>・性フェロモンを利用した害虫密度の抑制。</li><li>・雨よけ栽培による病気の発生抑制。</li><li>・防蛾ネットによる果実吸蛾類による被害の回避（なし、ぶどう）。</li><li>・被覆資材を用いた病虫害の回避。</li><li>・天敵農薬を利用した害虫防除。</li><li>・土着性天敵を利用した害虫防除。</li><li>・低環境負荷型農薬（BT剤、物理的阻害剤等）による病虫害防除。</li><li>・病虫害発生密度の低い時期の農薬のスポット散布。</li><li>・害虫の発生状況の把握による適期の害虫防除。</li><li>・排水対策の改善による病害の発生抑制。</li><li>・手取りによる除草。</li><li>・機械による除草。</li><li>・物理的雑草防除。（敷わら、黒フィルム、紙、生分解性資材によるマルチングなど）</li><li>・生物的雑草防除。（水稻における合鴨農法、カブトビの放飼など）</li><li>・草生栽培による雑草防除。</li></ul>
化学肥料の使用削減に関する技術	<ul style="list-style-type: none"><li>・土壌診断による土壌養分の適正化。</li><li>・有機質肥料の利用。</li><li>・緑肥作物の利用。</li><li>・ぼかし肥料の利用。</li><li>・局所施肥技術。</li><li>・緩効性肥料の利用。</li><li>・作物の肥料吸収特性に合わせた施肥体系の改善。</li></ul>

（技術内容は、上記から選択したり、各団体固有の取組等を記入してください。）

(別紙様式1号)

環境保全型農業推進に係る協定締結協議書

年 月 日

神奈川県知事 殿

団体の名称

所在地

代表者氏名

環境保全型農業技術の実践を宣言し、環境保全型農業に取り組む計画により、環境保全型農業推進運動協定締結事務取扱要領(以下「要領」という。)に基づく環境保全型農業推進に係る協定締結を行いたいので、要領第4に基づき、関係書類を添えて協議します。

1 組織の概要

- (1) 発足年 昭和・平成 年
- (2) 構成員の人数(雇用・ボランティアは含まない) 人( 戸)
- (3) 主な営農活動地域
- (4) 販売方法(重複可)  
市場出荷… 戸、直売・宅配… 戸  
契約販売… 戸、その他… 戸

2 環境保全型農業取組計画

- (1) 技術導入する作物名と作付面積(野菜については過去1年間の作付延べ面積)
- (2) 実践しようとする環境保全型農業栽培技術  
別紙1のとおり

3 栽培履歴の記帳取組計画

協議時に栽培履歴の記帳を実践している農家戸数
戸

- 4 構成員の氏名、住所、電話番号(販売拠点がある場合は、その名称、住所、電話番号も記入)
- 5 愛称及びシンボルマークの使用予定  
届出を行い使用する ・ 使用しない
- 6 添付資料(推進宣言、当該団体の規約、総会資料)

(別紙1) 実践しようとする環境保全型農業栽培技術

実践予定 作物名	内 容	協議時の 実践農家戸数 (実数)
	① 土づくりに関する技術 ・ ・	
	② 化学合成農薬の使用削減に関する技術 ・ ・	
	③ 化学肥料の使用削減に関する技術 ・ ・	



(別紙様式2号)

環境保全型農業推進に係る協定締結(変更協議) (注1) 同意書

第 号  
年 月 日

団体の名称

代表者氏名

様

神奈川県知事 ○○ ○○

年 月 日付けで貴団体より協議がありました環境保全型農業推進に係る協定締結(変更協議) (注1) について、協議書のとおり同意します(注2)。

(注3)

については、別添のとおり協定書を作成しますので、協定書(2部)に押印の上、○○地域県政総合センター(又は横浜川崎地区農政事務所)経由で送付くださるようお願いいたします。

問い合わせ先

(注1) 変更協議の場合

(注2) 協議書のとおり同意しない場合には、次のとおりの記載とする。

協議の同意に係る審査会で、同意することが次の理由で適当でないと認められたため同意しません。

(理由)

(参考)

上記については、神奈川県行政文書管理規則第6条の規定に基づく、平成15年6月24日付け法務文書課長、情報公開課長依頼の「県民と情報共有化を推進するための行政文書の見直しについて」に、同意しない場合に必要な記載事項です。

(注3) 変更協議の場合で協定書の書換が不要な場合は記載しない。

(別紙様式 3 号)

環境保全型農業推進に係る協定書

〇〇〇〇 (以下「甲」という。) 及び神奈川県知事 (以下「乙」という。) は、安全で健康な生活を望む県民の願いに応えるために農業の役割を再認識し、次のとおり環境保全型農業の推進に向けた取組を行う。

甲は、化学合成された農薬と化学肥料の使用量を減らすために、堆肥その他の有機質資材の施用により土づくりに努め、別紙参考 2 を例とする取組を実践する。

また、その実践内容の記録として、栽培履歴の記帳を実践する。

取組作物名：

乙は、甲の推進宣言を尊重し、環境保全型農業を推進するために、県民への周知及び技術支援を積極的に行う。

なお、協定締結期間は 年 月 日までとする。

年 月 日

甲 (所在地)  
(団体名)  
(代表者氏名)

乙 横浜市中区日本大通 1  
神奈川県知事 〇〇 〇〇

(別紙様式 4 号)

環境保全型農業推進に係る協定の更新協議書

年 月 日

神奈川県知事 殿

団体の名称

所在地

代表者氏名

年 月 日付けで締結しました環境保全型農業推進に係る協定について更新したいので、環境保全型農業推進運動協定締結事務取扱要領第 5 の 1 に基づき、関係書類を添えて協議します。

1 組織の概要

- (1) 発足年 年
- (2) 構成員の人数（雇用・ボランティアは含まない） 人（ 戸）
- (3) 主な営農活動地域
- (4) 販売方法（重複可）
- 市場出荷… 戸、直売・宅配… 戸
- 契約販売… 戸、その他… 戸

2 環境保全型農業取組計画

- (1) 技術導入する作物名と作付面積（野菜については過去 1 年間の作付延べ面積）
- (2) 実践しようとする環境保全型農業栽培技術  
別紙 1 のとおり

3 栽培履歴の記帳取組計画

更新協議時に栽培履歴の記帳を実践している農家戸数
--------------------------

戸
---

- 4 構成員の氏名、住所、電話番号（販売拠点がある場合は、その名称、住所、電話番号も記入）
- 5 愛称及びシンボルマークの使用予定  
届出を行い使用する ・ 使用しない
- 6 添付資料（推進宣言、当該団体の規約、総会資料）

(別紙1) 実践しようとする環境保全型農業栽培技術

実践予定 作物名	内 容	協議時の 実践農家戸数 (実数)
	① 土づくりに関する技術 ・ ・	
	② 化学合成農薬の使用削減に関する技術 ・ ・	
	③ 化学肥料の使用削減に関する技術 ・ ・	

(別紙様式 5 号)

環境保全型農業推進に係る協定書の内容変更（所在地又は代表者）届

年 月 日

神奈川県知事 殿

団体の名称

所在地

代表者氏名

年 月 日付けで締結しました環境保全型農業推進に係る協定の内容について、環境保全型農業推進運動協定締結事務取扱要領第 5 の 2 の (1) に基づき、届け出ます。

変更箇所	変更前	変更後
所在地		
代表者氏名		

(注) 1 変更があった箇所のみ記入してください。

2 協定書の写しを添付してください。

(別紙様式 6 号)

環境保全型農業推進に係る協定締結協議内容の変更協議書

年 月 日

神奈川県知事 殿

団体の名称

所在地

代表者氏名

年 月 日付けで締結しました環境保全型農業推進に係る協定の内容について変更したいので、環境保全型農業推進運動協定締結事務取扱要領第 5 の 2 の (2) に基づき、変更協議します。

1 新たに実践しようとする作物又は取組内容

作物名及び面積	内 容	変更協議時の 実践農家戸数 (実数)
	① 土づくりに関する技術 ・ ・	
	② 化学合成農薬の使用削減に関する技術 ・ ・	
	③ 化学肥料の使用削減に関する技術 ・ ・	

2 削除する作物又は取組内容

作物名	内 容

(別紙様式 7 号)

環境保全型農業推進に係る協定に関する実践状況報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

団体の名称

所在地

代表者氏名

環境保全型農業推進運動協定締結事務取扱要領第 6 に基づき、 年度の環境保全型農業の実践状況について、次のとおり報告します。

1 主な営農活動地域

2 構成員の人数（雇用・ボランティアは含まない） 人（ 戸）

3 販売方法（重複可）

市場出荷… 戸、直売・宅配… 戸

契約販売… 戸、その他… 戸

4 実践した作物名及び作付面積（野菜については過去 1 年間の作付延べ面積）

### 5 実践した環境保全型農業栽培技術

作物名	内 容	協議時の 実践農家戸数 (実数)	〇〇年度の 実践農家戸数 (実数)
	① 土づくりに関する技術 ・ ・		
	② 化学合成農薬の使用削減に関する技術 ・ ・		
	③ 化学肥料の使用削減に関する技術 ・ ・		
<p>実践できなかった農家があった場合</p> <p>【① 理由】</p> <p>【② 今後の対応】</p>			

### 6 栽培履歴の記帳状況

記帳に取り組んだ（取り組んでいる）作物名	〇〇年度に栽培履歴の記帳を実践している農家戸数
	戸（作物別）
	戸（実数）



7 環境保全型農業推進運動協定締結団体に係る愛称及びシンボルマークの使用状況

(1) 使用方法

使用方法	対象作物	使用量	使用人数

(注) 同様の使用方法をとる場合は、作物名欄に対象となる作物をまとめて記載してください。  
使用量の欄は、枚数・箱数など使用方法にあわせて記載してください。

(2) 使用確認者による確認状況及び報告

農作物への愛称及びシンボルマークの使用については、使用基準に適した使用がなされたことを確認しました。

使用（総括）確認者氏名

印

(別紙様式 8 号)

環境保全型農業推進に係る協定の解除協議書

年 月 日

神奈川県知事 殿

団体の名称

所在地

代表者氏名

年 月 日付けで締結しました環境保全型農業推進に係る協定について解除したいので、環境保全型農業推進運動協定締結事務取扱要領第 7 の 2 に基づき、協議します。

(解除を申請する理由)

(別紙様式 9 号)

環境保全型農業推進に係る協定締結解除同意書

年 月 日

団体の名称  
代表者氏名 様

神奈川県知事 ○○ ○○

年 月 日付けで貴団体より協議がありました環境保全型農業推進に係る協定締結の解除について、同意します。

については、貴団体に交付してあります協定書を、○○地域県政総合センター（又は横浜川崎地区農政事務所）経由で返送くださるようお願いします。

問い合わせ先